

奈良工業高等専門学校専攻科委員会規程

平成 6 年 4 月 1 日制定
令和 7 年 1 0 月 9 日改正

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校に専攻科委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、専攻科の運営に関する事項を審議する。ただし、学生の休学（復学を含む。）及び退学の取扱いに関する事項は委員会の専決とする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副校長（専攻科・研究推進担当）
- 二 副専攻科長
- 三 一般教科及び専門各学科から選出された専任教員各1名（ただし、副専攻科長である者が所属する一般教科又は学科にあつては、選出を要しない。）
- 四 学生課長及び学生課課長補佐
- 五 専攻科担当事務職員のうち学生課長が指名する者

(委員の任期)

第4条 前条第三号の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合の後任の委員（前条第三号の委員に限る。）の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副校長（専攻科・研究推進担当）をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、副専攻科長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、学生課で行う。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 「試行専攻科委員会（平成4年4月1日実施）」は、廃止する。

附 則

この規程は、平成7年10月1日から施行する。ただし、現に存する専攻科主任は、

この改正後の規程の適用により選出されたものと見なし、その任期は従前の残任期間とする。

また、第3条第2号の委員の任期は平成7年度に限り年度末までとする。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月9日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年10月9日から施行する。